

令和 2 年度  
第 1 回東京都再犯防止推進協議会

令和 3 年 2 月 9 日（火）

都庁第一本庁舎北塔 34 階  
34A 会議室

午後 2 時 00 分開会

○治安対策担当部長 それでは定刻がまいりましたので、令和 2 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、東京都都民安全推進本部治安対策担当部長の斎田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、最初に、東京都再犯防止推進協議会の会長であります國枝都民安全推進本部長よりご挨拶申し上げます。

○都民安全推進本部長 東京都都民安全推進本部長の國枝でございます。東京都再犯防止推進協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、リモートも含めまして本協議会にご出席いただき厚くお礼を申し上げます。

刑法犯認知件数の減少が続く一方、都内の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、令和元年に 49.2%まで上昇しております。検挙した者のほぼ半数が再犯者であると言え、これはこれまでで最も高い数値となっております。犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちが孤立することなく更生し、再出発できる社会を築くには、全ての人々がそれぞれの立場で安全・安心な地域社会の構築に向けて力を合わせていくことが重要であり、このことが犯罪の新たな被害者を生まないことにもつながります。今年度は、本協議会のもとに設置されております実務者会議において、東京都再犯防止推進計画の重点課題の中から、具体的な取組をご紹介の上、委員の皆様に活発なご議論をいただきました。委員の方々からは貴重なご意見をいただいておりますので、後ほど事務局よりご報告させていただきます。

また、都では、計画に基づき就労や保健医療・福祉、教育など様々な分野で取組を進めておりますが、当本部においては、今年度まで法務省の地域再犯防止推進モデル事業として、支援コーディネート事業を実施してまいりました。本日は法務省の原補佐官より、そうした地方公共団体における再犯防止の取組について、位置付けや成果などをご講義いただく予定であります。国と東京都がそれぞれの役割を踏まえつつ、連携した再犯防止の取組を進めていくに当たり、その前提となる考え方などをお聞かせいただき、本協議会で共有するとともに、今後の取組の進め方を議論する端緒としていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が大きな打撃を受け社会全体が余

裕を失っている中、犯罪や非行から立ち直り、更生しようとする者を取り巻く環境は、一層厳しさを増しております。そうした者を地域社会で支援していくためには、皆様との連携が不可欠であります。本協議会において皆様のお力をいただきながら、誰もが安全・安心を実感できる社会、誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に取り組んでまいりたいと思っております。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。本日は皆様よろしくお願ひ申し上げます。

○治安対策担当部長　続きまして事務局より、東京都再犯防止推進協議会実務者会議の結果につきまして、ご報告させていただきます。オンライン参加の皆様はお手数ですが、東京都資料図の画面をご選択いただくようお願いいたします。

○共生社会担当課長　事務局の都民安全推進本部共生社会担当課長の小宮山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今からご説明する資料については、会場の委員の方はお手元のタブレットに、オンライン参加の委員の皆様には事前にデータにてお送りしておりますが、スクリーンをご覧いただければ私の方でページをめくってまいりますので、そちらをご覧いただければと思います。

本協議会は、この親会と、実務者で構成される実務者会議の二段構成となっております。今年度は、年度の前半に実務者会議を3回開催いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、いずれも書面開催となっております。ただ今ご覧いただいているスライドは、各回の協議事項でございまして、一度の会議で2件ずつ協議をいたしました。それぞれ一昨年の7月に初めて策定した、東京都再犯防止推進計画で掲げた6つの重点課題の中から課題を抽出し、関連した取組を協議事項としております。

本日は少しお時間をいただきまして、計3回の会議のご報告をさせていただきます。

ここから協議事項ごとに、実際の書面開催の会議資料を一部抜粋したものと、委員の方々からいただいた主なご意見を紹介してまいります。なお、本日ご参加いただいている親会と、実務者会議の委員を兼務して下さっている委員の方もいらっしゃいますが、ご意見をいただきましてありがとうございます。また3回分の会議資料の全体については、都民安全推進本部のホームページに掲載をしております。

ただ今ご覧いただいております、まず5月に開催いたしました第1回実務者会議についてご報告いたします。協議事項1は「東京都若者総合相談センター『若ナビα』における取組について」でございました。『若ナビα』では、非行を始めとした様々な悩みや、問題を抱え

る若者への支援をしています。そして、非行少年等に関する相談への対応として専門の相談員を置き、様々な関係機関と連携を図りながら事業を進めています。資料に記載のとおり、相談員のほか関係機関や必要に応じて本人や家族なども集まり、支援方法やリファー先を検討する援助方針会議が実施されています。また、実務者会議においては、実際にあった10代の若者からの相談について、面談状況やリファー先などに関する詳細な対応事例も共有されました。委員から様々な意見が寄せられ、主な意見として「困難を抱える若者が犯罪に手を染めないようにするためには、あらゆる機会に様々な相談機関、支援機関を案内し、本人と支援者が関われる状況を作ることが必要。そうした支援機関の一つとして『若ナビα』を活用できるとよい」ですとか、「『若ナビα』とほかの支援機関や団体とが連携・協力してネットワークを構築し、支援を行っていくことが必要」などといったご意見をいただきました。

続いて協議事項の2「再犯防止に関する研修会について」では、当本部が実施する研修会の企画案を提示し、委員の皆様から盛り込むべき内容などについてご提案をいただきました。研修会は民間支援団体や、区市町村職員の方々を対象としたもので、より参加者のニーズに即した内容とし、充実させていく必要がございます。委員からは「かつて非行や犯罪に手を染めたものの、一社会人として立ち直り社会生活を営んでいる方や、その支援者の話が聞けるとよい」ですとか、「最近の情勢をふまえ、増えてきている非行や犯罪の形態、その要因について学べるとよい」、「刑の一部執行猶予制度の出所者が増えているため、薬物依存について取りあげていただきたい」などのご意見をいただきました。今年度の研修会は1月下旬に計4回開催しましたが、先ほどの実務者会議でいただいたご意見を参考として内容に反映させていただきました。ご覧の資料は今回のプログラムです。基礎編と応用編に分けて実施し、応用編において委員からのご意見にもあった、再犯率が高くなっている薬物について取りあげ、都の取組や国の指導について講義をいたしました。それから薬物依存からの回復支援施設において、実際に支援をされている支援者の方にも講義をしていただきました。オンライン形式による開催でしたが、参加者から事前に受け付けた質問に対し、関係する講師から回答する時間を設けるなど、充実した研修会となりました。今後も参加者のニーズをふまえながら取組を進めていきたいと考えております。

ここから6月に開催した第2回会議のご報告となります。まず協議事項1として「東京都の相談事業について」協議いたしました。

都が実施をしておりました、様々な犯罪行為をしてしまう本人や関係者などを対象とした

『犯罪お悩みなんでも相談』という相談窓口に関し、具体的な相談事例をいくつか共有し、それぞれの対応経過を踏まえた事業実施に当たっての考え方などについて、資料をお読みいただきました。なお、この相談窓口は、令和2年度は5月から10月までの約半年間設置をされていましたが、総相談件数は239件でございました。委員からは本相談事業について「問題が深刻化する前に相談を受け付けられる。犯罪という誰にでも相談できるわけではない内容の相談を公的機関が受けることで、安心して相談できる」、「この相談事業がハブ機関として支援ネットワークを構築し、広域的に対応することが期待できる」などのご意見が寄せられました。

続いて協議事項2「薬物関連施策について」でございます。こちらの協議事項については、資料が非常に多くございました。本日は時間の関係で、その中から法務省東京保護観察所の資料の一部のみを抜粋させていただいています。このほかに東京都の取組として、福祉保健局健康安全部薬務課、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課、また、国の取組として法務省東京矯正管区からも詳細な資料をご提出いただき、それぞれの取組をご紹介いただきました。ご覧の資料は保護観察所において行われている薬物乱用防止プログラムの内容となります。保護観察が開始されてから終了するまでの間に、グループミーティング形式によってコアプログラムとステップアッププログラムが実施される教育課程、そして尿検査や唾液検査などからなる簡易薬物検出検査を合わせて実施しております。グループミーティングにおいて、自身の薬物使用の経験を語ることや、他の使用者の経験を聞くことで、薬物を使いたい気持ちが出てきたときにどのように対処して薬物を使わない生活を続けていくのか、考えることができる場とされています。こうしたグループミーティング形式などで他者とつながり続けることが、薬物依存からの回復には必要なことだとされています。このため制度上保護観察所の関与が難しくなる保護観察期間終了後も、地域においていかに断薬した生活を継続させていくことができるかが、薬物事犯の再犯防止上課題となっています。委員からは「薬物依存からの回復には非常に長い時間を必要とするので、対象者が通いやすい継続的なサポートやプログラムがあるとよい」といった意見をいただきました。

ここから7月に開催した第3回会議のご報告となります。協議事項1として「東京都における就労支援施策について」取りあげました。資料に「保護観察対象少年の雇用」とありますが、こちらは保護観察対象少年をいわゆる非常勤職員、臨時職員のようなかたちで雇用し、期間を区切って都庁で働いてもらう取組です。本人との面接等を行い、東京保護観察所の意

見・助言等もふまえて採用可否を決定しています。対象者は保護観察対象者のうち、1号観察と呼ばれる家庭裁判所で保護観察に付された少年、2号観察と呼ばれる少年院から仮退院を許された者となっており、非行少年や非行歴のある若者の、社会復帰に向けた取組の一環としています。後半には「就労の確保等に向けた取組」とありまして、こちらは刑務所出所者に焦点を当てた取組ではないのですが、都における一般的な施策としてご紹介したものです。委員からは「保護観察対象少年の雇用については、就労が再犯防止につながることを広く社会に発信していくという点でも有意義である」などの意見がございました。また、「就労支援にあたっては、ハローワークや協力雇用主のみならず、東京都しごとセンターや、東京都立職業能力開発センターなども活用していきたい」などの意見が寄せられました。

続いて協議事項2「刑務所出所後の住居確保の流れについて」は、法務省の東京保護観察所より、出所者の住居の有無と再犯の関係や住居確保までの流れなどについての資料をご提供いただきました。スライドは資料の一部を抜粋したものです。このスライドではポイント②となっていますが、矯正施設出所後の一時的な住居である更生保護施設や、自立準備ホーム、さらにポイント③と書かれております特別調整、これは高齢者や障害者で適当な帰住先がない受刑者等が、必要な福祉サービスを受けることができるようにするための取組ですが、それらについてご説明をいただきました。また、更生保護施設については、在所に期限があることや、出所者の身元保証人が不在であるなどの理由で更生保護施設から退所した後の住居の確保が難しい点などが、住居確保に当たっての困難性として共有されました。委員からは「住居確保をする場合、家賃の支払いのために就労が前提条件となっているため、就労支援が一層重要になると考えられる」ですとか、「住居確保がうまくいった事例を蓄積し、関係機関で共有して知恵を出し合うことも一つの方策」といったご意見をいただきました。

実務者会議の結果については以上となります。

続いて区市町村における再犯防止推進計画の策定状況をお知らせいたします。ご覧いただいている資料は、昨年10月1日を時点として、都が調査をした一覧でございます。ご覧のとおり策定済みであるのは、千代田区、中野区、豊島区の3区となっております。今年度中や来年度において策定を予定している区市もいくつかございますが、未定とされている区市町村が多いのが現状でございます。この後の法務省原補佐官のご講義でも触れられるかもしれませんが、法務省さんの方で計画策定の手引きなども出しておられますので、今後より多く区市町村において計画策定が進むことを期待しております。もちろん都といたしましても、

計画策定に関するノウハウや情報提供などの支援をしていきたいと思っております。

以上で事務局からの報告を終了いたします。お時間をいただきまして、どうもありがとうございました。

○治安対策担当部長　続きまして、本日はここで法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の原補佐官から再犯防止に関する講義をいただきます。なお、資料の閲覧に関しましては、オンライン参加の皆様は特段の操作は不要となっております。それでは原補佐官、よろしくお願いいたします。

○原補佐官　法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は大変貴重な機会をいただきましてありがとうございます。私からは「地域再犯防止推進モデル事業等について」というテーマにつきまして、現在法務省が取り組んでおりますモデル事業につきまして、その仕組みや方向性、あるいはこれから何を目指していくのかといったところを中心にご説明申し上げます。また、そもそも法務省として地方公共団体の皆様と連携した再犯防止をどういう方向性で進めていきたいと考えているのかといった点についても、ご説明できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の説明の流れとしては、再犯防止推進計画の概要について、そもそも国がこれまでどのような計画で何に取り組んでいたのかということ、既にご案内の委員の先生方も多いかと存じますが、簡単に触れさせていただきまして、それから地域再犯防止推進モデル事業の中身につきましてご説明申し上げた後、法務省における令和3年度の取組予定を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず再犯防止推進計画の概要についてご説明いたします。資料にありますとおり、刑法犯認知件数につきましては平成14年の285万件をピークに、相当程度減っている状況でございまして、最新の令和元年では74.9万件ということで、平成14年と比べると、約4分の1近くまで減っているというような状況でございます。一方で刑法犯検挙人員に占める再犯者数が多い状況にあり、冒頭の國枝本部長様のご挨拶にもございましたとおり、やはり安全安心な社会のためには、この再犯者の対策というものが重要という情勢でございます。

また、そもそも再犯防止に直面する主な課題ということで、刑事司法関係機関のみの取組の限界というところが言われておりましたが、この限界というのが何かというのがなかなか判然としないまま、議論が進められ、そこが地方公共団体と国で、それぞれ何をしていくか

というところの議論の混乱を招いているかというような気も個人的にはいたしておりますので、この点は後ほど補足的に説明できればと思っております。いずれにしましてもこの再犯防止に直面する主な課題として、法務省を中心とする刑事司法関係機関のみでは、なかなか再犯防止の取組に限界があるというような情勢を踏まえ、超党派の国会議員による法案の検討がなされました。その後、再犯防止推進法が成立・施行され、続いて再犯防止推進計画等検討会が設置されました。本日ご出席の先生方の中にも、この国の検討会にもご参加いただいている先生もいらっしゃいますが、再犯防止推進計画等検討会で計画の内容等についてご検討いただいた上で、平成 29 年 12 月、5 か年の再犯防止推進計画を閣議決定しております。現在、推進計画が施行されて 3 年を経まして、残りの 2 年で何をしたいかということころも含めて、課題も残っているというような状況でございます。

国の再犯防止推進計画には 5 つの基本方針からなるもので、国、地方公共団体、民間の緊密な連携協力の確保ですとか、切れ目のない支援、犯罪被害者の方の存在を十分に認識した取扱いといったところが掲げられています。またその下位には 7 つの重点課題と 115 の施策ということで、再犯防止の推進に関する基本的な重点課題が 7 本柱としてあり、その下位に国として取り組むべき 115 の施策を並べていますが、その中の 1 つの柱としまして「地方公共団体との連携強化」ということが書かれています。

今からちょうど 1 年前の令和元年 12 月に、「再犯防止推進計画加速化プラン」として、先ほどご説明しました再犯防止推進計画に基づいて政府が一体となって実施すべき再犯防止施策に関して、今後、より重点的に取り組むべき 3 つの柱があろうということで、ここに記載のある 3 つの柱を、政府としてさらに加速させているところです。

この 3 点について簡単に説明しますと、1 つ目が「満期釈放者対策の充実強化」というものでございます。後ほど簡単にご説明申し上げますが、やはり満期対策というところが現在、重要になっています。2 つ目の柱が「地方公共団体との連携強化の推進」です。3 つ目が「民間協力者の活動の促進」ということでして、それぞれについて資料に基づいて簡単にご説明できればと思っておりますが、地方は後ほど詳しく触れますので、ここでは 2 つの柱、「満期釈放者対策の充実強化」と「民間協力者の活動促進」についてご説明します。まず満期についてですが、仮釈放よりも満期で釈放される者の再入率が依然として高いというような状況があります。この資料に記載しているものは「再犯防止推進計画加速化プラン」策定当時の数字ですが、現在最新の数字としましては、満期釈放者が 24.2%、仮釈放者が 10.4%となっ

ておりまして、やはり、依然として満期釈放の者の再入率が高いというような状況になっています。また、「民間協力者の活動の促進」ということですが、これはまさに“息の長い支援”といったことが課題となっておる中で、その支え手として更生保護ボランティアの皆様、保護司、協力雇用主、BBS会を始めとする方々、それからボランティアという枠ではございませんが、更生保護施設の皆様含めて、そういった民間の協力者の方々をしっかりと支えていくといったところが国として課題となっています。一方で、民間ボランティアの方々が活動をしていただくには、どうしても財政基盤の問題や組織体制の問題など、厳しい課題もございますので、こういった点を国としても、より支援をしていくといったことが掲げられています。

次が、まさに今日のテーマ、「地方公共団体との連携強化の推進」ということですが、矯正施設や保護観察所も含めてですが、法務省の機関のこれまでの指導・支援に加えて、就労の確保、住居の確保、保健医療・福祉サービスの提供あるいは修学の支援といった、地域社会で必要な支援を、今後しっかり取り組んでいく必要があるということでして、そのための一つの成果目標として令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画を策定していただけるような支援というのを、国としてしっかりやっていくといったところが掲げられています。具体的な取組としては、各種統計や好事例の提供といったことに加えて、実施体制の構築のための支援といったところも、法務省を中心とした国としてしっかり取り組んでいくべきといったところが掲げられています。

次に、地方再犯防止推進計画です。概要についてご説明しますと、これは、国の再犯防止推進計画を勘案していただき、都道府県または市町村が再犯防止等に関する施策の推進計画を定めていただくというものです。内容としては、再犯防止推進法第8条に努力義務というかたちで規定をされており、計画の期間であるとか変更の時期といったところは、地方公共団体の実情に応じて設定いただけるような中身となっています。また、関連の深い他の計画、例えば、地域福祉計画などと一体となって策定される市町村も見受けられるところですが、こういった工夫もしていただきつつ、地方公共団体の再犯防止を推進する計画を立てていただければと考えております。

また、次のページでもご説明しますが、法務省のホームページにおきましても、『地方再犯防止推進計画の策定の手引き』を公開していますが、現在この改訂作業に取り組んでおり、アップデートした内容を年度内には、各都道府県・市区町村の皆様にも共有させていただく

めの準備を進めているところます。地方再犯防止推進計画のリンク集も、法務省のホームページに掲載していますが、追ってご説明しますモデル事業の成果も、法務省のホームページ等に掲載の上、地方公共団体の皆様が、計画について検討しようとするときに、できる限り情報の参照がしやすいような形で情報提供を進めていければと考えているところです。

今申し上げました『地方再犯防止推進計画策定の手引き』ですが、こちらに記載しているのは、その定め方の流れですとか、策定することが考えられる主な内容とその考え方ですとか、具体的な取組をどのように記載したらいいかといったところです。近年、地方公共団体におかれても、地方計画を既に策定いただいているところも増えてまいりましたので、具体的な策定の事例ということも含めた内容にアップデートすることを、現在当室の方で進めている状況です。

これは参考ですが、地方再犯防止推進計画の策定状況につきましては、昨年10月現在で、都道府県では31の団体で策定いただいているほか、政令市は6団体、その他の市町村では34団体に策定いただいています。また、奈良県や兵庫県明石市では、さらに進んで再犯防止に関する条例というところまで策定いただいている状況です。いずれにしても、平成28年に国が法律を作りまして、その後、29年に国の推進計画が策定されたという状況から間もないところにあり、地方公共団体の皆様にとっても、こういった形でこの再犯防止を進めていけばいいのか、あるいは、どういう計画を立てたらいいのかという、まさに黎明期にあるかと思っておりますので、法務省の秘書課、刑事局、矯正局、保護局などの関係部局に限らず、例えば、他省庁に当たる厚生労働省等も含めて、地方公共団体で再犯防止を進めていきたいとお考えの皆様のサポートをしていければという風に考えているところです。

前段が長くなりまして恐縮ですが、ここからが地域再犯防止推進モデル事業の内容です。先ほどから、地域における“息の長い支援”が重要ということで、国としても再犯防止の重要課題として長らく旗を振らせていただいています。“息の長い支援”に当たっては、国の取組だけではなかなか困難なので、ぜひ地方公共団体の皆様にご協力いただきたいと、そういった話で進めていきましたが、そもそもどうしてこの“息の長い支援”が必要なんだろうかといったところが、なかなか理解がしづらいという声も聞かれるところです。この、“息の長い支援”の説明をさせていただくたびに、皆様から「どうして必要なのか分かりにくい」というご指摘をいただくところもありますので、大変僣越ながら、私の個人的な理解という範囲で恐縮ですが、“息の長い支援”がどうして必要なのかというところを改めて立ち返って、ご

説明いたします。

更生保護施設の実務に長らく携わられた先生の言葉に、「刑務所出所者の生活リスクが多様化している。この生活リスクの多様化に対応していくためには、“息の長い支援”が必要なんだ。」というようなコメントをいただいたことがあります。この言葉だけを聞くと、その意味するところを理解するのは簡単ではないかもしれませんが、若干この点について補足させていただきます。やはり、刑務所出所者を含めた再犯防止、あるいは更生支援といったところは再犯防止推進法が成立した平成の終わりから始まったものでもなく、ずっと昔から、官民を挙げて長らく取り組んでいたものです。また、以前は、今と比べて立ち直りに向けた手段や方法が比較的シンプルで分かりやすかった面があったといえます。例えて申しますと、昭和の頃ですと、日本も国としても成長の一途をたどる中、不良交友を断って、きちんと仕事を見つけて、生活を安定させることで、更生することが可能であったと。若干語弊があるかもしれませんが、犯罪をした者であっても、国の成長の中に飲み込まれて、社会の中で明確な役割が与えられ、地域の中に溶け込むことが容易であったと思われまます。本人の更生を支える支援者としても、本人にやりがいや目標を見つけさせることが比較的容易であり、分かりやすく改善更生に向かえる。そういった環境・素地というのが、昭和頃の行動経済成長期であった日本にはあって、そういった中での支援は、ある意味では、分かりやすい方法論が確立されていたというような時代だというお話でした。一方、現在は、価値観の多様化ですとか、あるいはライフスタイルの変化といったこともありますし、あるいはこの新型コロナ禍もそうですが、リーマンショックを始めとする景気の落ち込みなども含めた、社会環境の変化というのも平成に入ってからありました。

激しい社会環境の変化によって、不確実性が増す中で、どのようにして立ち直っていったらいいのか、本人も支援者も、なかなか道が見えないといった状況にあるというふうに思います。

ちょっと個別の話であり長くなると恐縮でございますが、私が以前、保護観察官をしていた際に担当していた、30代の保護観察となった男性が言った言葉があります。私もゲームにはあまり詳しくないのですが、彼がよく面接の際に言ったキーワードとして、「オープンワールド」という言葉がありました。彼が言うには、「昔のゲームは、途中で色々あっても、分かりやすい一本道をたどっていればクリアできた。今のゲームはまさに現実の世の中と一緒に、本当にどこに進むのも自由。だけど、どこに進んだら答えが出るのか分からない。だ

から難しく、立ちすくむ。」

彼は、まさにオープンワールドの現実社会の中、どのようなこともできるという環境下に置かれて、自分として目的がわからない、どう立ち直っていいのか分からないということ、独自の言葉で表現していました。この「目的がわからない」というところが、立ち直りを難しくする理由かとも思っていて、ややもしますと、本人が何を支援してもらったら立ち直れるのかが分からないという、ニーズはあるけどそのニーズが顕在化しないといった課題もあるかと思っています。支援者としても、立ち直りのための伴走をしようにも、一緒になってどこに進んだらいいのか分からないと。社会構造の変化、どちらかといえば負因が増える形での変化が続く中、個人の考え、意識も変容が繰り返され、立ち直りの方法も十人十色という中で、なかなかぴたっと当てはまる支援方策が見当たらない。過去の画一的な支援方策から、本人の何がつまずいてしまうリスクになるのかといった分析を、詳細かつ丁寧にやっておかないと、立ち直ることができないというような状況があると思います。

そういった中で、犯罪をした者の立ち直りに向けた支援方策が複雑になる中で、これまで以上に時間がかかるようになり、その結果、これまで刑事司法手続きの中だけである程度完結できていた支援の在り方というものが、どうしても法務省をはじめとする国の機関のみの力では難しくなってきました。また、先に説明しました「生活リスク」に対応していくためには、医療や福祉、教育、あるいは人とのつながりといった資源が不可欠です。これらの支援のリソースをお持ちの地方公共団体の皆様、あるいは民間協力者の皆様と連携して進めていくということがなければ、再犯防止の実効性が担保されず、再犯者率も下がっていかないというような状況があると思われます。そういった課題がある中で、国としては地方公共団体の皆様に再犯防止に取り組んでいただきたい。ただ、地方の皆様からすれば、これまで取組の経験もない中で、どういったところから端緒として進めていけばいいんだろうということが分からない。それでは、まずはモデル事業を行ってもらい、3年間かけて色々ご検討いただければ、といったことで始まったのが、この地域再犯防止推進モデル事業である、というのが私の理解でございます。

ここで書かせていただきましたが、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方といったものを、まずはどのようなものがあるかという調査をした上で、支援策を策定していただき、そのモデル事業を実施していただきまして、それがどれほど効果があったのかといった検証をしていただくという、この一連の手続きがモデル事業の

流れです。具体的には、まずは地域の実態調査、支援策の策定というものを半年程度かけていただき、モデル事業を2年で実施していただき、その効果検証をしていただくといった、そういったスキームのものです。

補足しますと、この36のうち30の団体が平成30年度から開始いただきまして、残り6の団体が、平成31年に追加の指定ということで開始していただき、追加団体には2年程度の期間で取り組んでいただいているといった状況です。

このモデル事業の主な取組例を挙げさせていただいておりますが、刑事司法手続きの段階、先ほど申し上げました、どの段階の支援かというところを見ますと、刑事施設に入所する前の段階で支援して、刑事司法手続きに乗らないような形で社会の中にとどまってもらうことを目的とした「入口支援」の取組というものが17団体で実施されたという状況です。また、刑務所から出所した者、出口支援という言い方をしておりますが、そういった者に対する支援として15団体に取り組んでいただいております。また、対象者の特性という観点に着目しますと、高齢者、または障害のある方の支援が20団体、薬物依存のある方に対する支援が5団体、性犯罪者に対する支援が2団体といった形で取り組んでいただいております。

こうした刑事司法手続きの各段階や対象者の特性といった観点も含めて、各地域において、どういった課題があるかとか、あるいはどういった対象層への対応が必要かといったニーズ調査をしていただいた上で取り組んでいただいているというような状況です。これまでは、地域の中でどのようなニーズがあるかというところとは別の観点で施策を進めていた面もあります。要をしますと、これまでですと、国として地域の実情とは別の観点から、画一的に施策を展開していたという面もあります。例えば薬物の対策が必要であるとか、就労支援が必要といったことで、国として画一的な施策を打ち出すことで対応してきたところでございます。もちろん、国としての再犯防止施策が必要かつ前提としてあるものとしつつも、実は地域ごとに対象者の数とかニーズ、あるいは地域にある社会資源といったものにも地域差があり、どういった支援ができるかといったところが、本当にまちまちというところがあります。そういったところを地域の実態調査で把握いただき、これを踏まえた支援の策定をしていただき、具体的な取組を行っていただきました。現在、まさにモデル事業として実施していただきまして、今、その最終的な効果検証のステージに入っているという状況です。このモデル事業により支援を受けた方というのを再入率の分析と書いていますが、再入率の分析だけによらず、施策として様々な関係機関と連携をしたことによる相乗効果等も含めて、

モデル事業に取り組んでどういった成果が出たのか、あるいはどういったところが課題であるのかといった点を整理しているところです。具体的には、法務省からモデル事業に取り組んでいただいた 36 団体の皆様からヒアリングをさせていただき、年度内に整理させていただいた上で、皆様に共有させていただければと考えております。

また、『再犯防止推進白書』の令和 2 年版につきましても、法務省のホームページ等にも全文を掲載しておりますし、本年度は特集の形で、モデル事業の一覧ということで書かせていただいているというところです。細かい点ですが、平成 30 年度開始分が 30、令和元年度開始分として 7 と書いておりますが、実は奈良県は平成 30 年度から取組を開始していたところ、令和元年度から追加で別の取組を開始していただいておりますので、団体としては 36 の団体に取り組んでいただいたといった形になります。

ここから時間の許す限り、個別の事業について説明させていただきます。法務省として、こういった取組が参考になるかなという事業を中心に、ご説明申し上げられればと思います。

まず、奈良県の取組をご紹介します。奈良県は前提としまして、この再犯防止推進モデル事業に手を挙げていただく以前から、相当程度再犯防止の取組にご関心を持って進めていただいております。特に奈良県の荒井知事におかれましては、再犯防止に大変ご関心が高く、県としてしっかり進めていかなければならないというリーダーシップのもと、このような事業に取り組まれているといったことをお伺いしております。取組としては、まず、県の方で再犯防止推進に関する会議体を作られ、そこで再犯防止の推進に何が必要だろうか、ということを検討された上で、実際に必要なものはやはり「居場所」と「出番」ということになり、これに対応するために「住居」と「仕事」というこの 2 点を、県としてしっかりと準備することによって、本人の立ち直りを支援しようということになられたと聞いております。これらを具体的に取り組むスキームとして、まず、一般財団法人かがやきホームを県が拠出して立てられました。これは、県が仮釈放者などを直接雇用するにはなかなか法令上の課題もあって難しいというような状況がありましたので、この一般財団法人によって出所者を雇用した上で、その雇用した出所者を業務委託している協力企業、森林組合というかたちで書いておりますが、そういった森林組合に職業訓練というかたちでインターン派遣をするといったような取組をしております。住まいや社会的な教育というのも合わせて提供することで、令和 2 年 9 月に、出所者 2 名を雇用いただいて、週 4 回の林業を既に取り組み始めており、また、出所者の支援というところで現地の保護司さんあるいは更生保護女性会

といった方々に、社会的な教育であるとか平素の生活指導というところを相当程度支えていただいているといったような状況です。こういった取組は本当に先進的な事例でして、モデル事業を踏まえたといったところによるものだけではありませんが、取組としてご紹介させていただきます。

続きまして愛知県の取組をご紹介します。これは入口支援、出口支援と書いておりますが、弁護士会と県が連携しまして、刑事司法手続きの各段階において必要な支援の聞き取りを行っていただき、居住手続き、就労支援窓口、医療福祉等の機関への引継ぎといったところを実施しているということです。個別の刑事弁護活動と完全にリンクさせるというのはいろいろと支障があるように伺っておりますが、弁護士会として刑事弁護をされる方と別に、こういったサポート役のような寄り添い弁護士制度みたいなものを始めていただいて、いずれの段階でも本人が社会に戻るに当たって、いろいろと支障になるような場面で相談を行った上で、必要な支援機関につないでいくといったような支援をしていただいているということです。刑事司法の各段階から社会へのつなぎ、つまり、捜査段階で離れる者もいれば、矯正施設から満期で出る者もいる、あるいは保護観察が終了した者もいるという様々な段階において、そういった問題や課題といったところを弁護士の方が把握した上で、本人の相談に乗るといった取組をしていただきまして、令和元年度中は 31 人に対してそれぞれ必要な支援が行われたと聞いております。

続きまして宮城の取組をご紹介します。これは住居支援に焦点を当てた取組となっております。就労支援は、法務省としても、これまでも厚生労働省とも連携して、様々な取組を進めておりますが、住居に関しても、現在、居住支援というかたちで居住支援法人の方と国交省あるいは厚労省、法務省と連携した取組というのも徐々には進めているところです。就労支援と比べても、これから充実していく分野かと思われるところ、宮城県では住居に関する相談支援を少しやってみようかといったところで、令和元年度になりますが、NPO 法人ワンプファミリー仙台さんという様々な住居支援のツールをお持ちの NPO 法人さんの方に「日常生活支援センター」を立てていただく形で、刑務所出所者が住居確保等に関する相談があれば対応いただく取組を行っていただきました。住居に関しては、刑務所を出てから更生保護施設の活用といったところが第一選択になる場合も多いかと思っておりますが、更生保護施設を出た後どこに行くのかといった支援ですとか、住居確保の相談というのが、長期的な目線で見ると、なかなか法務省の既存の枠だけでは追いつかない部分もありますので、そう

いったところの取組をしていただいていたところでは、また、このワンファミリー仙台さんの取組としましては、住居の相談はもちろんのこと、それに加えて、居場所の提供ということで、軽作業を行うような作業場も提供いただきまして、孤立しがちな方々に対して裁縫ですとか、塗り絵といったことに加えて、コロナ禍でニーズのある感染症対策のためのフェイスシールド作成といったこともしながら本人と社会のつながりを確保いただいているといったような状況です。

続きまして、大阪府の取組をご紹介します。大阪府では、実はモデル事業に取り組みられるよりも前から、性犯罪者に対する社会復帰支援というものを、府として独自に取り組まれていたのですが、その対象は、刑務所出所者に対する、いわゆる出口支援といわれる部分に行っていました。モデル事業では、それを広げて、今度は入口というかたちで起訴猶予になるような者にも対応していただきました。大阪府の既存の制度はこちら右側にございますが、保護観察所のプログラムあるいは刑務所のプログラムというものを経て出てきた者で、大阪府に帰住する者については、引き続き本人の希望があれば大阪府の方で社会復帰支援というかたちでカウンセラーの対応などをしていくというものです、これに加えて今回モデル事業という形で、起訴であるとか、検挙された段階で釈放される見込みがある者にも、心理カウンセリングにつないでいくという取組を行っていただいています。対象として、例えば、盗撮であるとか、児童ポルノの製造といった者にも、取り組んでいただいたと聞いております。これは大阪府の担当者の方に伺った話ですが、やはり本人たちからの支援ニーズというのは相当程度ありまして、性犯罪をした者も、どこかに相談しようにも、なかなかどこに相談していいのかわからないといったような状況がある中で、刑事司法手続きの流れに乗れば保護観察所であるとか、矯正施設の中でプログラムを受けるといったことはありますが、起訴されずに釈放されるような起訴猶予とされるような者が、その後どこに相談に行っているのか困るといったニーズが相当程度あって、こういった取組は必要性があるのではないか、といったことでした。

時間の関係もございますので、令和3年度の取組予定を簡単にご説明申し上げます。

当初法務省としては先ほど申し上げました、生活リスクの多様化に対応していくために、できれば都道府県や市区町村というところに相談拠点というものをいち早く設けたいということで、そういった予算要求にも取り組んだのですが、財政当局からは、先々の必要性までは否定しないまでも、時期尚早ではないかというご指摘がございまして、現状として必要な

のは、まだ地方の中での取組が黎明期であることを踏まえ、そういったすそ野を広げていくような取組を、もっと法務省が汗をかいてやっていくべきではないかといったご指摘もいただきました。次年度は、まさに今申し上げたようなモデル事業の取組も含めて、なんとか地方公共団体の中でモデル事業を踏まえた取組というものを広めさせていただければと考えています。その際には、先行で取り組まれたモデル事業と全く同じ内容をそのまま実施するのではなく、ちょっと取り組んでみようかなとか、あるいは再犯防止を少し進めていこうかなといった都道府県・市区町村の後押しをできればといったことで、取組メニューの普及・促進といったところと、都道府県・市区町村の連携方策の検討という形の、この二本柱をモデル事業の横展開の具体的方策として取り組んでいこうということを当面の取組として考えている状況です。1つには全国会議ということで、全国の都道府県を中心という形になるかと思いますが、今申し上げたようなモデル事業の成果で確認された取組というのを、改めて周知させていただくというような取組を考えています。また、ブロック別協議会と書いていますが、再犯防止の取組も地域性というものもありますので、地域における課題というものを改めて整理いただく場も必要ではないかということで、こういった会議体を法務省の方で準備させていただいて、こちら秘書課を始めとする法務本省は当然でございますが、地方支分部局の皆様にも関与いただく形で進められればと思っています。また、この下の地域連携協議会と書いてございますが、これがやはりひとつ大事な柱になるかと今後考えています。

先ほど申し上げましたとおり、詰まるところ、それぞれの役割というのをしっかり整理していく必要があるということで、国、都道府県、市区町村を含めたそれぞれの役割というものを、どういった形でそれぞれが担っていけばいいのだろうかといったところを検討する必要があるところ、これはなかなか整理が難しいところでして、当然地方公共団体によってニーズとか、やるべき方向性、あるいはやりたいことというのもまちまちな中で、それぞれの地域でどういった形の整理や役割分担が必要なのかといったところを検討するような場を作ることができればといったことです。現在考えておりますのは、全国6ブロックのうち1か所ずつぐらいにモデル的にこういった取組を試行していく連携を検討いただけるような地域というものを、ご相談の上選定し、法務省が中心となってその都道府県と市区町村の皆様にお集まりいただいて、どういったかたちでこの連携をしていけばいいのだろうかといった課題の検討というものを次年度以降進めていければと思っています。ただ、ここで留意しなければと思っていますのは、やはりどうしても役割分担という言い方になりますと、どっ

ちらかが何をやって、こっちが何をやってという大枠を整理するというのは必要ですが、例えば、個別対象者によってもニーズが違いますし、そのニーズによってどこが主となる役割を担うのかといったところも、実はまちまちというところも現場の実務ではあるかと思っております、そういったところを踏まえて、かっちりとこういう役割分担というものを整理することが適切かという論点もあり、なかなか難しい課題であると思っております。いずれにしましても国として、例えばアセスメントについては責任を持つとか、そういったかたちの何らかの役割分担というものを、いろんなモデルを作りながら検討できればいいのかなというところを考えています。そのプレイヤーとしましては、やはり国は当然ですが、都道府県のみならず、やはり市区町村の皆様にも、まさに行政サービスの最前線を担っていただいているという観点からも、ぜひコミットいただけるような形で検討を進められればと考えているところです。この論点を検討するに当たっては、次期再犯防止推進計画というのにも意識する必要があると思っております。現在の計画も、あと2年後、令和4年度末までのものとなっておりますので、次の計画にこういった連携の在り方をどう盛り込んでいくのかといったところを、しっかりと整理していく必要もあるかと思っておりますので、こういったものも念頭に置きつつ、必要な予算というものも含めて、次年度検討できればというような状況です。

続きまして、参考ということで、犯罪をした者に関する地方公共団体への情報提供ということで、刑務所出所者の情報というのは、地方公共団体の皆様も多数のご要望をいただいているところですが、こういったかたちで情報提供してもらえばいいのかといったところが、なかなかこれまできちんとしたかたちで法務省が伝えきれていなかったというような状況がありまして、先ほど申し上げました、『地方再犯防止推進計画の手引き』と合わせて、できれば今年度中に、地方公共団体が支援に必要とされる情報提供の枠組みたいなものもこちらで整理させていただいた上でご提供できればと思っております。昨今、性犯罪の関係の国の方針などでも、地方公共団体の方と再犯防止に必要な情報提供というもののスキームをしっかりと整理しなさいといったところが挙げられていますので、この点はまた追って皆様と共有できる場面があるかと思っております。

いずれにしましても個々の対象者のニーズや、リスクというものが、本当にまちまちな中で、こういった支援をしていけばいいのかというところを、単純な形で整理するということは本当に難しいところですが、地域再犯防止推進モデル事業に東京都を始めとする地方公共

団体の皆様に取り組んでいただいた成果というものをしっかり踏まえながら、なんとか国としてそういった再犯防止に必要な支援というものをきちんと整理できればと考えております。引き続き皆様のご指導をいただければと思っております。大変駆け足となりましたが、私からは以上です。

○治安対策担当部長 原補佐官、ありがとうございました。再犯防止の推進に向けましては、なかなか見通しのいい一本道というのは見つからないというところがあるんですけども、地域における様々な取組をモデル事業としてご紹介いただくとともに、今後の展開についてもご報告いただいた次第でございます。

せっかくの機会ですので、ただ今の講義につきましてご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。委員の皆様、何かございましたら **Webex** 若しくは挙手でお知らせいただきたいと思います。まず、オンライン参加の委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。では、会場でご参加いただいている委員の皆様いかがでしょうか、特によろしゅうございますか。もし後ほどでも何かあるようでしたら、メールなどでご質問いただければフィードバックをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、原補佐官どうもありがとうございました。

○原補佐官 ありがとうございました。

○治安対策担当部長 では、お時間がまいりましたので、締めくくりをさせていただきます。本日の議事につきまして、後日皆様に議事録をお送りいたしまして、内容をご確認いただいた後、公表させていただきます。

また、来年度は5月頃からのスタートを目途としまして、まずは実務者会議を数回開催していきたいと考えております。その際は実務者会議の委員宛てに改めてご連絡をさせていただきます。

では、改めまして、これまでの報告事項を含め全体を含めましての質問等はございますか。よろしゅうございますか。では、以上をもちまして令和2年度第1回東京都再犯防止推進協議会を閉会いたします。本日はご出席いただき誠にありがとうございました。

午後3時8分閉会